

資料

日仏人格権シンポジウム「人格権および人の法の新たな展開」

AIに法的人格を付与する

——人工的な構想か？——

フリリップ・シヨヴィレ

大 島 梨 沙 / 訳

はじめに

人工知能の諸形態の人性化(personification)（＝人工知能を「人」として扱う）という主題は、その注目度を増しつつある。この主題は、「もともとは」文学およびサイエンス・フィクション映画の定番であった。

こうした作品は数多くあり、それらは、「シンギュラリティ」つまり、機械の自律性が極度に高まり何らかの形態の意識を獲得するに至る時点、のシナリオを探索した。

それらはしばしば、「ジェームズ・キャメロン監督の一九八四年の映画」『ターミネーター』のスカイネットや、「スタンリー・キューブリック [監督] の（一九六八年の映画）『二〇〇一年宇宙の旅』におけるHAL 9000のように、危険な事態として描かれるが、まれに「ジョン・バダム監督の一九八三年の映画」『ウォー・ゲーム』におけるWOPRのように、良い事態として描かれることもある。この主題が——本日の問いが示す通り——法学文献においても定番になりつつあるのは、三つの主たる理由によって説明できるように私には思われる。

第一の理由は事実に基づくものであり、これらの人工知能の開発に必要な情報処理能力および専門的知見が飛躍的に向上したということにある。

しかし、人工知能という用語を用いるとき、我々は正確には何について語っているのだろうか。

この表現〔「人工知能」〕は、推論、計画立案、さらには創造性といった人間の (human) 一定の〔知的〕活動を再現するために用いられる諸手段の総体を指す。人間 (homme) の営みを模倣しようとするこれらの〔推論など〕多様な作業は、次の三つの要因が揃うことを必要とする。

――機械が模倣すべき対象を決定するための、人間の脳機能に関する知見および神経科学の活用

――割り当てられた作業を遂行するための、高度な計算能力

――人間の直接的な介入なしに、機械が学習し、推論し、決定を下すことを可能にする、アルゴリズムの構築

アルゴリズムの性質と人工知能システムの能力に基づいて、いわゆる弱い AI と強い AI とが区別される。

前者〔「弱い AI」〕は、特定のタスクを遂行するために

考案されており、真の「理解」を伴っていない。明確に定められた領域に限定されており、再プログラミングを行わなければ、他の文脈に自らを適応させることができない。

その適用例は多岐にわたったり、実のところ既に馴染みの技術として身近なところで使われている。たとえば、音声アシスタント、チャットボット、車両の自動操縦、医療用画像の読影システムなどである。

反対に、強い AI は、理論上、人間と同様に、または人間以上に、推論し、学習し、いかなる問題にも適応する能力を備えるとされる。強い AI は、一種の汎用的人工知能であり、特定目的化されておらず、AI 自身によって学習し、その固有の推論や分析方式を構築することができる。

このプロセスは非常に複雑であるため、このような人工知能は、判断を下し、または意見を有しているかのような印象を与えるかもしれない。

近年に成し遂げられた驚くべき進歩にもかかわらず、この語の完全な意味での〔強い AI 〕、すなわち、あらゆる文脈に自らを適応させ、いかなるタスクでも遂行することができる人工知能はまだ存在しない。

しかしながら、莫大な量のデータから学習するために人工的なニューラルネットワークを用いる、機械学習の一分

野であるディープラーニングの発達は、これらの機械がさらなる自律に向けて急速に進化することを示唆するものがある。

AIの人性化という主題が広く注目されている第二の理由は、この主題が熱のこもった議論を喚起するという点にある。

一般の人間にとって、機械の自律性が増大し、それらが職業活動および私的活動においてますます大きな位置を占めるようになっていくことによって、様々な性質の疑念をもつようになる。たとえば、このツールは本当に弱いのか人間はこれらのAIに依存することで判断能力を失う危険はないのか⁽¹⁾。とりわけ、数多くの技術的作業において人間が不要とされるといふ点で、AIとの競合を危惧しなくてよいのか、といった疑念である。

法学者にとつて、議論の内容はやや異なる。法学者の議論はむしろ、人工知能現象を法においてどのように受容するか、そしてそれをどのように法的に枠づけるかの点にある。人工知能は、既存の手段で取り扱うことが可能である。すなわち、たとえば民事責任の領域で、「人工知能のための」特段の規定を欠くことによる措置として、物であると

の性質決定をし、一般法の諸規則を適用するという形が考えられる。

しかし、AIシステムの自律が高まり続けることは、もう一つの誘惑へと道を開く。AIに何らかの固有の意思の形態を付与するという道である。これは、AIに人(personne)の地位を与える可能性を検討することにつながる。

換言すれば、AI発展の法秩序による受容は、人と物の間の根本的区分(*summa divisio*)を再検討させることにつながる。今日の人工知能の発展を踏まえると、これらのアルゴリズム、または、時としてその物理的媒体となる機械やロボットに法的人格(*personnalité juridique*)を与えることは妥当ではないか、という問いを提起することによつて。

この議論は、他の対象に当てはめた場合には、新しいものではない。

これはまさに、かつて学説を二分した議論を想起させる。それは、人々の集団に法的人格を与える可能性についての議論である。論者らは、当初、このような承認の可能性自体について意見が割れていたが、やがて、このような人格が与えられるべき場合をめぐって対立した(国家による事

前承認が必要であるとする擬制説か、反対に、ある人集団に固有の意思が認められる限り国家の介入は不要とする実在説⁽²⁾か。

法人格 (personnalité morale) の承認は、明らかに、ヒト (personne humaine) という媒体から法人格を切り離すことによつて、法的な人 (personne juridique) の觀念を飛躍的に豊かにするという帰結をもたらした。

法的人格を (自然人と法人という) 二つのカテゴリーに区分するという理解に基づき、最近では多様な目的で、新たな理論的發展が提案されている。そして、本日の日仏交流がそれを証明する。法的人格はもはやヒトの専有物ではないため、このカテゴリー「法的人格」は異なる文脈においても呼び出され得る。

たとえば、法的人格の付与は、動物や自然⁽³⁾、さらには将来世代⁽⁵⁾について議論されており、「それらの議論においては」⁽⁶⁾とりわけ諸外国の例が踏まえられている。法的人格の付与はまた、人工知能についても議論されている。そこでは、機械が徐々に自律性を獲得していることが考慮されているが、常に平穩に議論されているわけではない。

実際、このような可能性について、「法的な怪物性 (monstruosité juridique)」⁽⁷⁾ さらには「啞然とさせる

(sidéante)」⁽⁸⁾ 進化だと「強い否定的な言葉で」述べた者たちもいる。

最後に、第三の考察として述べておきたいのは、人工知能に法人格を付与するという考え方は、単なる理論的仮説にとどまるものではないということである。

二〇一七年、欧州議会は、ある決議を採択した。それは「ロボット工学に関する民法の諸規則についての」、「欧州委員会に対する勧告を含む」⁽⁷⁾ものであった。この決議文には、数多くの提案が盛り込まれている。その中には、「将来的には、ロボットに特有の法的人格を創設し、少なくとも最も高度の洗練された自律的なロボットについては、責任を負う『電子人 (personnes électroniques)』とみなされることを可能にし、第三者に生じたすべての被害を賠償する義務を負わせる」ことを認める、という提案が含まれていた。⁽⁸⁾

これらの勧告は適用されるに至らなかった。実際、ある欧州規則が二〇二四年三月に採択され、この規則が、欧州連合における人工知能の利用のための調和した枠組みを構築した。⁽⁹⁾

この法文は、AIシステムが基本権、欧州の基本的諸価

値、および安全性の要請を尊重することを保障するための、欧州連合全体において適用される諸規則を定めるものである。同法文は、リスクに基づくアプローチを採用しており、最小限のリスクから受容不能なリスクまで、AIシステムを潜在的なインパクトに応じて分類している。市民の保護や有害な使用の制限にとどまらず、同規則は、とりわけ中小企業（PME）におけるイノベーションを奨励し、これらの急拡大する新たな利用における信頼を補強することも目的としている。

人工知能に法的人格を付与するという当初の勧告は結果的には採用されなかったが、本法文（「規則」）の採択のプロセスそのものが、法的人格をAIに付与しようとする漠然とした志向の存在を示している。

ゆえに、新たな形態の法的人格——ロボットのまたはアルゴリズム的人格（*personnalité robotique ou algorithmique*）——を導入するという提案は、真摯な検討に値する課題である。

この検討を行うために、AIの人化（という構想）を二つの次元から分析することが可能である。第一の段階は、新たな形態の法的人格の導入がフランスの法的秩序と両立

しうるかを検証することにある。しかし、このようなメカニズムを用いることによって、人という概念を通じて、適格的な法制を人工知能に提供することは可能なのか（を第二に分析する必要がある）。

換言すれば、人工知能を人化することが可能であるか（第一章）、次いで、そのような人化が妥当であるか（第二章）、が検討されなければならない。

第一章 AIへの人格付与の可能性

人工知能の一定の高度な形態に法的人格を付与する可能性は、法律家共同体の側からの二種類の反応を引き起こしている。

第一の反応は、法と倫理の間の境界領域にある疑問から構成されており、人という概念そのものの根本が何かを問う。当然のことながら、こうした立場は、一般的に、人工知能の人化という考え方に対して激しい非難を向ける。

それらは、やや主観的な推論に基づくものであるが、それでもなお、日本の同僚諸氏にフランスで展開された議論や批判の内容を紹介するために、ここで（その見解を）再現しておかなければならない。

第一段階で明らかにされるのは、基本的に、「A I の人化に対する」懸念や危険性である。

第二の、より冷静な反応も存在する。これは、A I の人化の援用可能性に関する、一定のより技術的な問題を提起するものである。

したがって、倫理的懸念（第一節）と技術的制約（第二節）に分けて見ていこう。

第一節 倫理的懸念

少なくとも言えるのは、一定の人工知能の形態を人化するという提案が、控えめに言っても、熱意をもって迎えられたわけではなく慎重に受け止められたということである。

ある者たちが、この人化がもたらしうる実務的利点を強調したのに対し、それへの応答として、倫理上の障壁が激しく対立することとなった。人工知能の人化は、人と物の基本的かつ構造的な区別を揺るがすものであるということとをここで確認しておくかなければならない。これにより、以下で示す二つの特異な懸念が表明されるに至ったが、必ずしも私自身がそれらに与するものではない。

この説は、人と物の区別が、人間存在 (l'être humain) の保護の基本的手段であり、とりわけ人体の商品化に抗する手段であると主張することを主眼とする。

ところで、電子的人格 (personnalité électronique) を承認するという事実は、この基本的な区別をかき乱し、人という性質決定が果たしてきた防波堤としての役割を弱体化させる結果をもたらすおそれがある。

二人の論者がこの見解を特に展開しているといえる。

最初の論者は、フリゾン¹⁰ ロシユ教授である。彼女は、フランス法において確認される、二つの傾向を対比的に指摘する。二つの傾向とはすなわち、一方に、女性の身体の物化 (réification) という傾向——とりわけ極めて間接的な形で代理懐胎の実践が受け入れられている点に物化が表れている——があり、他方、その反対に、機械の人化の誘惑という傾向があるということの意味する¹⁰。

同教授によれば、「人と物という」根本的区分を守ることで、人間存在を保護するために必要な政策的選択であるという。すなわち、「当該区分が消滅するならば——そして資本が流れ込むためにはこの区別は実際に消滅しなければならぬのだが——、そのとき、弱い人間存在が強者の

物 (close) になるだろう」。

人工知能の人性化がもたらしうる危険について警鐘を鳴らすもう一人の論者がロワゾー教授である。同氏によれば、ロボットのまたは電子的人格 (personnalité robotique ou électronique) の創出は、より広範な進化の一段階にすぎないという。この進化は、一定の人工知能に名前が付与された（たとえば「AYや Watson」）ことよって始まり、長期的には、バイオテクノロジーや人工知能技術の進歩を利用して「人間の身体的・精神的能力を向上させること」によって人間をより強い回復力をもった存在にする」方向に進んでいくことになるという。

そして、同教授は次のように言葉を続ける。

「ここには明らかに、観念的な構想しか存在していない。それでも、この構想が巻き起こす、この構想への共感（の「広がり」）を過小評価するのは間違いであろう。そして、この構想と、ロボット人 (une personne robot) を制度化する計画との一致を見抜くために、鋭い洞察力が必要というわけではない。人間存在が技術的に改良され、増強されるとき、知的ロボットは、「人間存在と」共通の法的な人という地位において人性化されることになる」。

機械の人性化に対するいくぶん警戒的なこの第一のアプローチをどう考えるべきか。

確かに、社会的に許容しうる人工知能の位置づけや利用に関して、倫理的な議論の重要性を軽視すべきではない。また、前例のない状況からくる不安、すなわち、もはや身体的な作業だけでなく知的な作業も、今後は「人間よりも」満足のいく形で効果的に遂行することができる機械に、追い越されるのではないかという不安が生まれるのも理解できる。

「これらの懸念の」核心にあるのは、人の物化（「人が物のように扱われること」、および「増強された人間」の登場への期待に危険性があるという点であり、そして、このようなトランスヒューマニスト的な見方（「技術により人間の身体的・精神的限界を超えていこうとする考え方」）からは、あらゆる不平等のリスクが生じうるという点である」。

しかしながら、（以下の）二つの要素が強調されるべきであるように思われる。

まず、仮にこれらの論者が描くシナリオが可能であることとを認めるとしても、この際立って悲観的な見方は、少な

くとも仮説的なものにとどまっている。

人工知能の人化が、一つの段階でしかなく、より広範で憂慮すべき傾向の一つの兆候にすぎないという考え方がありうることは理解するが、それは、あくまで慎重に扱うべき、単なる一つの予測にすぎない。人工知能は制御されるものであり、それが必然的に人の〔地位の〕低下を意味するとは限らないのである。

実際、機械の人化が既存の観念的な構想の一部を構成すると断言することは行き過ぎである。二〇一七年に欧州議会によって示唆された、ロボットの人格の付与を将来的に検討するという単なる展望は、二〇二四年の規則において最終的に放棄されたというのに……。

これらの潮流は現に存在しており、だからこそ、その存在に〔本稿において〕言及する必要がある。しかしながら、これは警鐘のかつ悲観的な視座であり、筆者としてはこれに与するものではない。というのも、これらの懸念は、現時点ではあまりにも遠くにある〔＝現実性に乏しい〕と考えるからである。¹²⁾

加えて、これらの立場表明を行うことについての法律家の正当性に疑問を投げかけることもできる。なぜなら、それらの立場をとることは、「法的な言説というよりも」む

しろ価値についての言説に属するからである。

確かに、法律家は、法的人格を与えるという事実が、少なくとも象徴的な意味での一種の昇格を構成する、つまり、存在すること (être) は持つこと (avoir) に優越する、ということをよく知っている。これは、そもそも、一定の自然的な要素に法的人格を認めた〔近年の〕立法の意義に他ならない。したがって、ロボットのまたはアルゴリズム的人格が人間と機械を近づけるであろうということは否定しがたい。

反対に、残りのことは、社会の選択に属する〔問題である〕。

このような状況を踏まえれば、人工知能の人化を採用する際に生じうる、より技術的な側面に集中することが望ましいように思われる。

第二節 技術的制約

現在のところ、人工知能は物の領域、より厳密には財に属する。すなわち、取得することが可能で有用な物だということである。

結果として、この人工知能は、一つの無体財であり、帰

属関係の対象となる。すなわち、所有権の対象であり、その所有者は、そこからあらゆる利用価値を引き出すことが可能となる。

人工知能の人化を検討する際に我々が直面する第一の技術的な難しさは、ある法的な人（「人工知能」）の上に、このような所有の関係を設定することができないという点にある。

換言すれば、「AIの」法的人格の承認は、袋小路に至るおそれがあるのであり、この場合に採りうる代案は、以下のようなものになる。

——（一つは）人格が所有を排除する、そして（AIへの）帰属関係の設定は不可能になる（と考える案である）——この場合、人工知能の利活用（「人工知能から開発者が収益を上げる」と）はより複雑になる。なぜならばAIの開発者（creator）がそのAIに対する法的支配を主張することができないからである。

——（もう一つは）AIに付与された人格は何らかの所有の形態と両立しえないわけではなく、開発企業が自ら開発したツール（「AI」）を利活用することが正当化できる（と考える案である）——しかし、そうなると、人物の区別が揺らぎ、この両概念の混合による問題が生じ

る。

おそらく、この矛盾を克服することが可能かを確かめるために、法人格のメカニズムに立ち返ることが可能である。法人は、少なくともそれが会社（*company*）である場合には、会社を構成する社員が、（配当の分配によって）経済的利益を得られるようにしなければならない。しかし、法人格のメカニズムによってこのような形で実現されている（人間と経済的利益と法主体の）統合が電子的人格にも転用されるかは確かではない。

実際、法人の場合、「法人の」固有の意思は、集団的な意思決定手続の結果であり、その手続に参加した各社員の個人的な意思を介在させることによって形成されたものである。そして、社員の政治的および経済的権利は、株式に具現化され、その「株式の」上では、真の所有権が行使される。

人工知能にこのような仕組みを移し替えることは相当に困難である。なぜならば、人工知能に法的人格を与えるという考え方は、明らかに、一定の決定を下すという人工知能の能力、すなわち、人工知能に割り当てられた作業の達成において一定の裁量的な判断を行う能力に由来しているからである。

知能システムはタスクの完成において人間を補助するという終局目的を有するため、設計者 (concepteur) から、「AIを」制御する能力および利活用の可能性を奪うような法的人格を構想することは困難である。それにもかかわらず、アルゴリズムに法的人格を与えるという原則自体に矛盾することなく、「設計者らとの」法的な関係をどのように維持し、そしてその関係がどのような形態をとるかを見通すことはできていない。

この断絶を克服することができるもう一つの着想の源は、親と「未成年」子の関係に見出しうる。親は、「未成年」子——当然のことながら「未成年」子には法的な「完全な」行為能力がない——の利益のために、決定を下し、選択をすることができるのであって、そこには経済的な決定や選択が含まれる。この確立された関係は、親権として性質決定され、親権とは、子の利益のために親によって行使される権利および義務の総体を意味する。そして、人工知能を創り出すということに由来する象徴的な父性を理由に、ここに「アルゴリズム的人格にとつての」一つのモデルを見出しうるかもしれない(「開発者を親、人工知能を未成年子と同視するような制度が考えられるかもしれない」)。

このような関係によって親が子の資産に対する権利行使

ができるとしても、親権はそれでも利他的な権利として性質決定されており、このことは、人工知能の商業的な利用にはやはりうまく当てはまらない。

以上で示したものが、人工知能に——たとえ調整された形であれ、部分的な形であれ——一つの人格の形態を与えらるという具体的な可能性を考えた場合に生じる、第一の不確実性である。

第二の技術的な難しさは、「人工知能への」適切な法人格付与の基準とはどのようなものかという点にある。この点について二つの検討すべき課題がある。

——まず、何が法人格の付与を引き起こす基準であるべきか。決定における自律性の存在か、それともそれが一種の「身体」に統合されていることも加えるか。

○二〇一七年の欧州議会の勧告は、ロボットの人格の場合を検討しており、これはむしろ、人工知能がある媒体に組み込まれているという考え方を示唆していた。したがって、その視座はむしろ、将来的に起こりうるロボット型アシスタントの発展というものであった。この形態においてこそ、AIがヒトに最も近づくとい

うことは明らかであり、人間との類似性から、人格を与える気にさせるものであったといえる。

○ しかしながら、今日まで、法的人格を特徴づけるのはその自律性であり、その身体的媒体とは切り離されてきた。個人の自律という概念は、欧州人権裁判所の判例の核心にあるものである。したがって、私には、この自律性という基準のみが、法的人格を承認する際の源泉とされなければならないように思われる。

しかし、自律性という基準から出発するとしても、立作者が次に直面せざるをえないのは閾値（「ほどの程度の自律性をもって法人格付与の基準とするか」の問題である）。

○ 実際、あらゆる人工知能が法的な人のレベルに達しうるということはあまり想像できない。いくつかの例を挙げよう。

○ 最も弱い人工知能にこのような地位を与えることは妥当だとは思われない。最も弱い人工知能とは、会話型チャットボットや、アシスタント（たとえばアップルの Siri やアマゾンの Alexa）のようなものであり、知的〔な存在〕だと性質づけられるかどうかとも疑わしい。

○ 対照的に、アルゴリズム的人格は、最も高性能なプログラムであると認められ得るものである。いわゆる強い人工知能に最も近づいている、すなわち、高度の適応力、学習能力、様々なタスクを処理する能力を示しているからである。まさに、これらのツールを念頭に、法的人格の承認が提案されたのである。

○ だが、この二つの中間の場合ではどうするのか。ある自動運転車両に指令を与える人工知能システムという特殊なケースを挙げてみよう。プログラムに託された「任務」は、ある特定のタスクに限定されており、人工知能は縮小された活動領域しか持たない。しかしながら、この機能の遂行において、アルゴリズムは選択を迫られる可能性がある。とりわけ、突然の出来事が事故のリスクを生じさせ、被害者を避けようがない場合において。

○ 法的人格の承認がもたらすインパクトを検討するために、自動運転車両をめぐる架空の訴訟さえも提案された¹³。しかしながら、このように複雑なツールを法的な人であると性質づけることの妥当性に疑問を呈することができよう……。

残るのは、法的人格の登録や公示の必要性といった、より副次的な問題である。これらは、人工知能に法的人格を認める制度を構築するためには、立法者が必然的に対処すべきものだと見えよう。

これらの具体的な選択や、立法者が法的人格を与えようとする人工知能の範囲は、この人化によってどのような効用が期待されるかに依拠することになるだろう。

第二章 AIへの法的人格付与の妥当性

人工知能を人化するということの技術的可能性を承認するとしても、このような選択が妥当かどうかを評価するのはまた別の問題である。

この法的人格から得られる利点となりうるものは一体何なのか。

率直に言えば、この法的人格の拡張によって得られる利益は、明白ではない。

人工知能の人化の影響が主に感じられるのは、責任法においてである(第一節)が、人工知能の人化はまた、いくつかの副次的効果を生じさせる(第二節)。

第一節 法的人格が責任に及ぼす影響

法的人格の拡張がもたらす帰結が検討される際、人工知能によって生じたりリスクについての責任(の問題)⁽¹⁴⁾が常に第一に現れる⁽¹⁵⁾。

確かに、人工知能の使用は被害の発生をもたらす可能性がある。この場合に、法的人格を介在させることで得られる利点となりうるのは何だろうか。

法的人格の創出がもたらす直接的な効果は、人工知能人(*la personne de l'intelligence artificielle*)に対して直接訴えを提起し、その(人工知能人の)資産に対して被害者が賠償債権を有することを認める判決を得ることが可能になるという点にある。すなわち、法的人格の承認は、人工知能のための資産(*patrimoine*)の存在を前提とするのである。

したがって、人工知能の資産は、その責任債務の履行に充てられることになるであろう。

しかし、この状況は、法的人格が認められていない人工知能を介して生じた被害の場合に起こるであろう状況よりも本当に望ましいものだと見えるだろうか。これについては、定かではない。

まず、責任の要件について見れば、法的人格を承認しなくとも、人工知能の開発者の責任は、物の所為に基づく責任の諸制度に基づいて考慮される可能性があるだろう。

より正確には、物の所為による責任制度として二つのものを考える。

——〔第一に〕当然のことながら、一般法上の物の所為による責任制度が想起される。これは、民法典第一二四二条の諸規定に見られるものである。同条によれば、「人は、自己の所為によつて生じた被害のみならず、自己が責任を負うべき他人の所為によつて生じた被害、または、自己の管理下にある物による所為によつて生じた被害についても責任を負う」。

○より具体的に言えば、状況に応じて、この責任制度は、「AIの」挙動面の管理者 (*gardien*)、すなわち人工知能の利用者 (*utilisateur*) を、さらには、構造的面の管理者、すなわち人工知能の設計者を、責任を負う者として指し示しうる。

○このように、「人工知能という」ツールの使用方法の悪さが問題であるのか、または設計上の欠陥が問題であるのかに応じて、物の所為による責任を負う者は必ずしも同じではないのであり、このことは、この責任

制度の大きな適応可能性を示すものと言える。

——〔第二に〕欠陥製造物の所為による責任という特別責任制度も考えられるだろう。これは、民法典第一二四五条以下に規定されている。この制度の重要な特徴の一つは、責任を製造者 (*producteur*) (主として製造業者 [*fabricant*] として理解される) に集中させる点にあり、製造者は、保険に加入してリスクを引き受けるのに最も適していると考えられている。しかしながら、この特別責任制度を、人工知能によつて生じた被害に適用しようとする、いくつかの困難が引き起こされる。

○まず、欠陥製造物の所為による特別責任制度は、無体物に適用され得るか。答えは肯定的でなければならぬように思われる。というのも、「EU」指令および国内実施法はこの点について沈黙しており、法文が区別していないところに「無体物か有体物かという」区別を持ち出す理由はないからである。

○次に、製造物の欠陥という要件をどのように判断するか。人工知能の作動の仕方の複雑さは、とりわけ証明の分野での困難を引き起こす可能性がある。

○最後に、次のような場合の免責可能性が規定されている。「製造者が製造物を流通に置いた時点での科学

的技術的知見の水準では欠陥の存在を発見することができなかった」場合（民法典第一二四五―一〇条）である。この免責事由は、「開発危険」に基づく免責と呼ばれ、製造者が、製造物を流通に置いた時点で、欠陥の存在を知らず、その不知がその時点での科学的知見の水準を鑑みて避けられないものであったことを証明すれば、製造者に免責を認める。複雑な作動の仕方と自律的に行動する能力によって特徴づけられる人工知能にこれを適用すると、この免責事由が広範に容認されすぎる危険性がある。

法的人格を（人工知能に）与えると、先に強調した通り、人工知能を人のカテゴリーに転換させることとなり、論理的には、物の所為による責任の制度を援用することを不可能にするだろう。このアルゴリズムを物であると性質付けし続けることができなくなるからである。

そうならば、法的人格を与えられた人工知能の本人責任（responsabilité personnelle）に基づくか、他人の所為による責任という一般原則に基づいて、責任を問わなければならないだろう。後者は、判例が民法典第一二四二条の冒頭の文言（Ⅱ第一項）に依拠して発達させたものである。

おそらく、一般法上の物の所為による責任の要件の方が、

他人の所為による責任の要件よりも立証が容易である。しかしながら、アルゴリズムに与えられた法的人格は、特に設計者が免責を得るための隠れ蓑になるわけではない、ということが以前から指摘されている。

次に、責任の効果について見れば、それらの効果は、人工知能自身の資産に対して影響を及ぼす可能性があるだろう。本人責任を負う以上、人工知能は、実際に、被害者が有する損害賠償債権の支払責任を引き受けなければならぬだろう。

ただし、人工知能がどれほど高度なものであっても、人工知能は自身では資産を形成することができない。このため、立法者が、この資産が空の封筒（Ⅱ中身のない形式）とならないような措置を講じる必要があるだろう。

（人工知能の）法人設立の要件として、被害者の補償を容易にし、促進するために、保険加入義務を加えることも、示唆に富むことであろう。「まず保険者が補償を行い」その後、保険者が場合により、人工知能の設計者に対して求償訴権を行使することによって、媒介者の役割を果たし、その（設計者の）責任逃れを防ぐことになるであろう。

いずれにせよ、人工知能への法的人格の付与が決定的〔に有用〕だと断言することは困難である。ただし、次のような場合は例外である。アルゴリズムの複雑性が、機能障害の原因を特定することが難しいようなものであり、したがって、人工知能の設計者に被害の責任を負わせることが困難な場合である。〔このような場合は、〕人工知能の資産が、被害者にとっての最低限の担保 (garantie) としての役割を果たすことになる。

第二節 法的人格の「承認がもたらす」間接的な効果

その他に、法的人格の承認から生じる効果の中には、人工知能の場合に有用性があるか、議論の余地のあるものがある。

第一のものは、契約を締結するという人工知能の理論上の能力である。これは、法的人格に由来する論理的な帰結にはかならないが、この〔法的人格の〕承認が完全な法的能力をもたらず場合に限り、〔人工知能への法的人格の承認が人工知能に〕完全な法的能力をもたらずかは定かではない。

いずれにしても、保険契約といった特殊な場合を除けば、人工知能が契約を締結することの利点としてありうるもの

をほとんど見出せない。ただし、たとえば金融市場での取引を行うことに特化されたアルゴリズムである場合には、人工知能による契約締結の利点も想定されうる。

人工知能への法的人格の承認によって生じうる二つ目の効果についても、〔その意義を積極的に承認することに〕ためらいを覚えるかもしれない。その二つ目の効果とは、この新たな法的人格の形態に対して、基本権を適用するというものである。

擬人化的アプローチと平等原則の影響の下で、法人の法制度が、自然人の法制度とほぼ同じになり、〔法人に〕基本権が承認されるまでに至ったことが知られている。電子人 (la personne électronique) についても同様の発展をたどることが考えられ得る。

しかしながら、それは望ましいものとは言い難い。なぜならば、基本権は、法的人格に付随する保障としてではなく、ヒトに付随する保障として考えられてきたからである。このため、〔電子人による〕これらの権利の援用は、無意味であるか、あるいは逆効果となるであろう。

たとえば、〔人工知能という法的人格の〕私生活の尊重に対する権利が、人工知能の活動や働きに関する情報の開示を拒むために援用され得るのだろうか。

将来的に起こりうる、ロボットまたはアルゴリズムへの法的人格の承認について〔現時点で〕暫定的な総括をする必要があるとすれば、それはおそらくかなり否定的なものである。

人工知能の一定の形態に法的人格を拡張することは、おそらく可能である。このような人格は、法的擬制であり、多少の修正や〔論理の〕捻じ曲げをどのように加えるか次第であるからである。

それでもやはり、そしてこれがおそらく核心であるが、このような新規性〔＝人工知能への法的人格付与〕の有用性はほとんど明らかでなく、提起されている懸念が、そこから生じうる仮定的な利点とほぼ同じくらい多くあるということは否定できない。

したがって、現時点では、立法者がこのような可能性を模索するように促すことは危険であるように思われる。

人工知能の発展に枠組みが必要であるとしても、それはおそらく、より控えめに、「人工知能に」適切な責任制度の構築によって行われるものである。

(1) MIT〔マサチューセッツ工科大学〕のある研究はす

で、若年層、特に学生における AI 活用の普及がもたらす有害な影響を明らかにしている : <https://www.media.mit.edu/publications/your-brain-on-chatgpt/> (二〇二五年七月一七日閲覧)。

(2) A. Fauchon, Ph. Merle, *Sociétés commerciales*, Dalloz, coll. précis, 26^e éd., 2022, n° 96, p. 128.

(3) J.-P. Marguenaud, « La personnalité juridique des animaux », *D.* 1998, p. 205.

(4) M. Hauteureau-Boutonnet, « Faut-il accorder la personnalité juridique à la nature ? », *D.* 2017, p. 1040.

(5) このテーマについて、ジャン＝バティスト・スーンプ氏の本号掲載の論稿を参照されたい。

(6) たとえば、次の論稿参照 : David, « La nouvelle vague des droits de la nature. La personnalité juridique reconnue aux fleuves Whanganui, Gange et Yamuna », *RJ enviv.* 2017/3, Vol. 42, p. 409 s.

(7) ロボット工学に関する民法の諸規則についての〔欧州〕委員会に対する勧告を含む二〇一七年二月一六日の欧州議会決議 (2015/2103 (INL) https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/T-A-8-2017-0051_FR.html (二〇二五年七月一七日閲覧))。

(8) *Recommandation*, n° 59, d. : 「将来的には、ロボットに特有の法的人格を創設し、少なくとも最も高度の洗練さ

れた自律的なロボットについては、責任を負う電子人とみなされることを可能にし、第三者に生じたすべての被害を賠償する義務を負わせる。自律的な決定を行う、または独立した仕方で第三者と相互作用するあらゆるロボットに対して、電子的人格 (personnalité électronique) を付与することでも検討に値するであろう」。

- (9) 二〇二四年六月一三日の欧州議会および理事会による規則 (UE) 2024/1689 は、人工知能に関する調和的規則 (règles harmonisées) を定めるとともに、次の諸規則を改正する：(CE) n° 300/2008, (UE) n° 167/2013, (UE) n° 168/2013, (UE) 2018/858, (UE) 2018/1139 et (UE) 2019/2144。また、次の諸指令を改正する：2014/90/UE, (UE) 2016/797 et (UE) 2020/1828 (人工知能に関する規則) : https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202401689 (二〇二五年七月一七日閲覧)。
- (10) M.-A. Frison-Roche, « La disparition de la distinction de jure entre la personne et les choses : gain fabuleux, gain catastrophique », *D.* 2017, p. 2386.
- (11) G. Loiseau, « La personnalité juridique des robots : une monstruosité juridique », *JCP éd. C.* 2018, n° 22, act. 597.
- (12) ちり (あぶらは非常じ) 積極的な立場のごとく、A. Bensussan, « La personne robot », *D.* 2017, p. 2044 参照。

- (13) G. Haas, « Conclusions aux fins de condamnation des professionnels de la circulation de l'intelligence artificielle EUREKA », *D. IP/IT*, 2020, p.579 ; F. Lardet, E. Daoud, « Réquisitions », *D. IP/IT*, 2020, p. 588 ; F. Barbier-Chassaign, J.-B. Cabrières, A. Gaudron, « Conclusions aux fins de relaxe », *D. IP/IT*, 2020, p.604 ; V. Thurey, N. Marial-Braz, C. Zolinsky, « Décision prononcée en audience publique le 4 octobre 2041 », *D. IP/IT*, 2020, p.663.

(14) Chr. Lachèze, « Intelligence artificielle : quel modèle de responsabilité ? », *D. IP/IT*, 2018, p.613.

- (15) 人工知能はまた、知的財産法の「人工知能への」適応に關しても困難な課題を提起しているが、これらの問題は法的人格の付与という主題には間接的にか関わらなごため、本稿では立ち入らなご。ただし、参照すべき資料として以下が挙げられる。B. Cassar, « Entre innovation et protection, les interactions complexes entre l'intelligence artificielle et la propriété intellectuelle », *JCP éd. E.*, 2024, n° 39, p. 36 ; M. Vivant, « Intelligence artificielle et propriété intellectuelle », *Com., commerce électronique*, 2018, n° 11, p. 9 ; M. Barbezieux, J. Rofé, « Intelligence artificielle et propriété intellectuelle : créateur de robot et robot créateur », *Opinion dr. & aff.*, 2018, n° 413, p. 7 ; C.

Thiérache, A. Marie, D. Souquet, « Créations artistiques et intelligence artificielle : la plasticité des principes fondateurs de la propriété littéraire et artistique mise à rude épreuve », *Légipresse* 2022, p. 26.